

センター からの

2014
11月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2014.11月発行)

Contents

- なくしてからでは遅い!
携帯電話の紛失・盗難に備えて!
- 個人情報が出てきているので削除してあげる?!～公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意!～
- あなたの町の消費者啓発セミナーにボランティア講師を派遣します
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

なくしてから
では遅い!

携帯電話・スマートフォンの紛失・盗難に備えて!

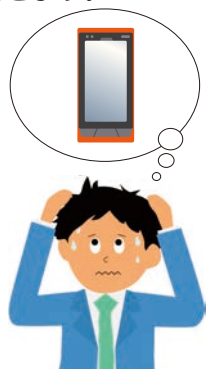
全国の消費生活センターには携帯電話・スマートフォンの紛失・盗難に関する相談が多数寄せられています。「なくした携帯電話が不正に利用され、高額請求を受けた」など金銭的被害を伴う相談の他に、「紛失・盗難時に受けられると思っていた補償サービスが受けられなかった」というサービス内容の事前の認識不足による相談や、「端末に入っているデータの流出が不安だ」といったセキュリティーに関する相談も多くみられます。こうしたトラブルは、事前に契約内容や対処方法を確認し、準備しておくことでリスクを最小限に抑えることができます。

●紛失・盗難にあったとき必要となる行動

1. 携帯電話の紛失・盗難時に利用できるサービスの手続き方法、連絡先等を事前に確認しておき、迅速に行動しましょう。
2. 新しい端末を購入する際は、なくした端末が見つかって届けられていないか、警察、交通機関、携帯電話販売店などに確認しましょう。

●日頃からの備え

1. 普段から消費者自身で設定できる端末のロック機能等を活用しましょう。
2. 端末をなくした際に利用できるサービスや機能、端末補償サービス内容を確認し、必要に応じて加入、登録しておきましょう。
3. 端末内に入れてあるデータのバックアップを取っておきましょう。



不安に思ったり、トラブルにあったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう!

消費生活講座

「知っておきたい、マネープランの豆知識 ～NISA、株式、投資信託…etc.いろいろあるけど～」

講師 一般社団法人 投資信託協会 石原 敬子さん

家計管理や生活に役立つお金の知識、経済センスを身につけるヒントについて学びます。

参加希望の方は、電話、FAXまたはメールでお申し込みください。

TEL **086-226-1019** FAX **086-227-3715**

メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

※定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。



平成26年
11月21日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

個人情報が漏れているので削除してあげる?!

公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意!

警察、消費生活センター、銀行協会などの公的機関をかたって、「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などと電話をかけ、最終的にはお金をだまし取る手口による詐欺被害の相談が急増しています。複数の者が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」のケースも多くみられます。

公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話をすることは絶対にありません。個人情報の削除を持ちかける電話がかかってきたら、相手にせずすぐ電話を切ってください。

～消費者へのアドバイス～

(1) 「個人情報を削除してあげる」などと持ちかけてくる電話は詐欺です！相手にしないで、すぐ電話を切ってください！

このトラブルでは、警察、消費生活センター、銀行協会などの公的機関をかたる者から「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などといった電話がかかってきますが、公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話をすることは絶対にありません。相手にせずすぐ電話を切ってください。

一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法も有効です。

(2) すぐに消費生活センターなどに相談してください！

少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターやご家族・友人などに相談してください。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難ですので、**お金を払う前に相談することが重要**です。

また、宅配便やレターパックなどで現金を送付させる手口が見られますが、宅配便やレターパックで現金を送付することはできません。**「宅配便で現金を送って」は詐欺の手口です。絶対に送ってはいけません。**

(3) 日頃からご家族や身近な人による高齢者への見守りが大切です

トラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止のためには、ご家族や身近な人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなど的高齢者に身近な方は、ご本人の様子や居室、居宅の変化などに気をつけてあげてください。



岡山県消費生活センター相談ダイヤル 086-226-0999

あなたの町の消費者啓発セミナーへ

ボランティア講師を派遣します



岡山県消費生活センターでは、県民、消費者団体、NPO等の有志をボランティア講師として県内各地域の会合等に派遣して啓発講座を行う「消費者啓発セミナーボランティア講師派遣事業」を行っています。ボランティア講師（個人23名、団体13グループ：平成26年10月現在）により、悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するため、講話、寸劇、替え歌、紙芝居等得意な分野を活かした啓発活動を展開しています。

みなさんの地域でも、町内会、老人会、婦人会、公民館講座などいろいろな機会をとらえて、積極的にご活用ください。

派遣を希望される方は、次によりお申し込みください。

派遣対象 ／条件	町内会、老人会、公民館講座、県内各地域で開催される会合で、次の条件をみたすもの (1) 参加人員：20人以上 (2) 講座時間：1時間～1時間30分程度
講座内容	消費者被害の防止を目的として、講話、寸劇、替え歌、紙芝居など、ご希望に応じて講師を派遣します。
派遣料	無料
申込方法	所定の講師派遣申込書に会場案内図を添えて、講座開催日の3週間前までに、最寄りの市町村消費生活担当課に提出してください。

* 講師派遣申込書 は、

○県消費生活センター又は最寄りの県民局地域づくり推進課や各市町村の消費生活担当課で入手できます。

○県消費生活センターのホームページからも入手できます。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/volunteer-annai.html>



ボランティア講師派遣事業の他にも次のような啓発事業を行っていますので、積極的にご活用下さい。

一般の消費者啓発セミナー

学校等（児童・生徒、教職員、保護者等）や職場等（福祉関係団体、企業等）を対象とした研修会へは、原則として消費生活センター職員が講師として出向いて、無料で啓発講座を行います。

くらしの一日教室

希望される団体等を対象に、消費生活センターの見学等にあわせて、消費生活に関するミニ講座を行います。

問い合わせ先：岡山県消費生活センター 電話 086-226-1019
FAX 086-227-3715

●消費生活相談事例●



SNSの思わぬ落とし穴にご用心

スマホでSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の広告を見て、無料のサプリメントを注文し、送料600円をクレジットカードで決済した。届いた商品を見ると発送元は香港で、開封すると11,000円の定期購入になっていた。解約したいが、どうしたらよいか。
(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

最近、SNSに表示された広告がきっかけとなってトラブルになったり、SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘導されたり、マルチ商法に勧誘されたりなどといったSNSに関連したトラブルが増えています。

SNSは、インターネット上において自分のプロフィールを登録・公開することで、友人・知人等とつながり、交流できるウェブサイト・サービスです。しかし、たくさんの人が集まるサイトをねらった詐欺や、匿名性を逆手に取った悪質な利用者により、様々な被害にあうこともあります。

トラブルを避けるためには、SNSの広告の表示だけでなく、広告からリンクした先の通販サイトの表示や利用規約もよく確認することです。SNSの広告

は短期間だけ表示され、トラブル発生後に確認しようとしても、広告の表示が終わっていることもあるので、表示されている画面を保存したり、印刷しておく、トラブル解決に役立つことがあります。

また、SNS上で知り合った相手とのやり取りについては、プロフィール情報や相手を書き込んだ内容を全てうのみにしないでください。

事例の場合は、相談者から業者に解約のメールを送るとともに、クレジットカード会社に解約の電話をし、センターからもクレジットカード会社に確認したところ、既払いの送料負担のみで解約できました。

困ったときは、居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加わりました。

ちびまるこちゃんと学ぶ 大切な3つのお話

制作 一般社団法人 生命保険協会

37分



幼児・小学生向け

「ちびまるこちゃん」のストーリーを通し、こどもが楽しみながら「お金の大切さ」や「計画的なお金の使い方を考える」といった金融教育の基礎を学べるアニメーションです。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>